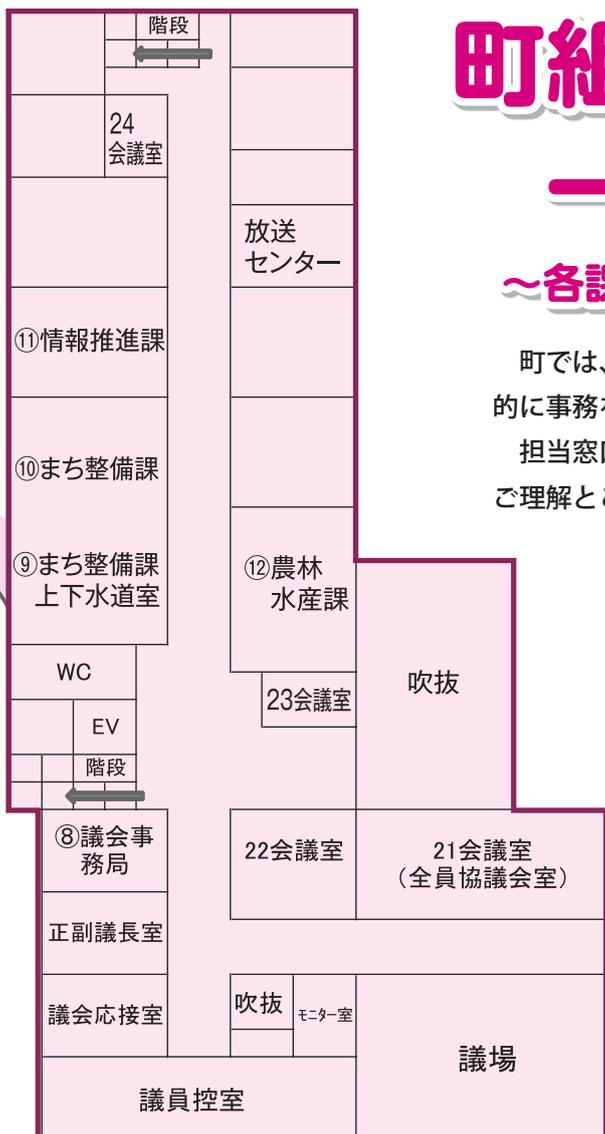


町組織の 一部が変わります

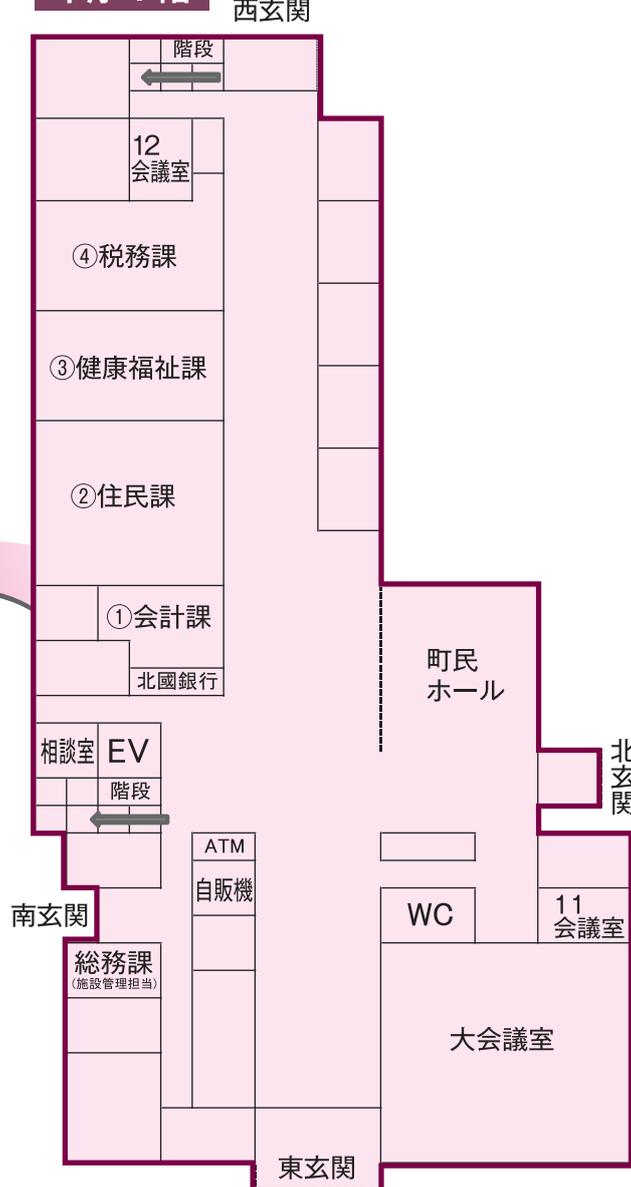
～各課の名称や電話番号をお知らせします～

町では、住民の利便性に配慮し、限られた人員で、より効率的で効果的に事務を処理するため、4月1日から組織の一部を改編します。

担当窓口や課などの名称が変更になり、皆さんには不便をかけますが、ご理解とご協力をお願いします。

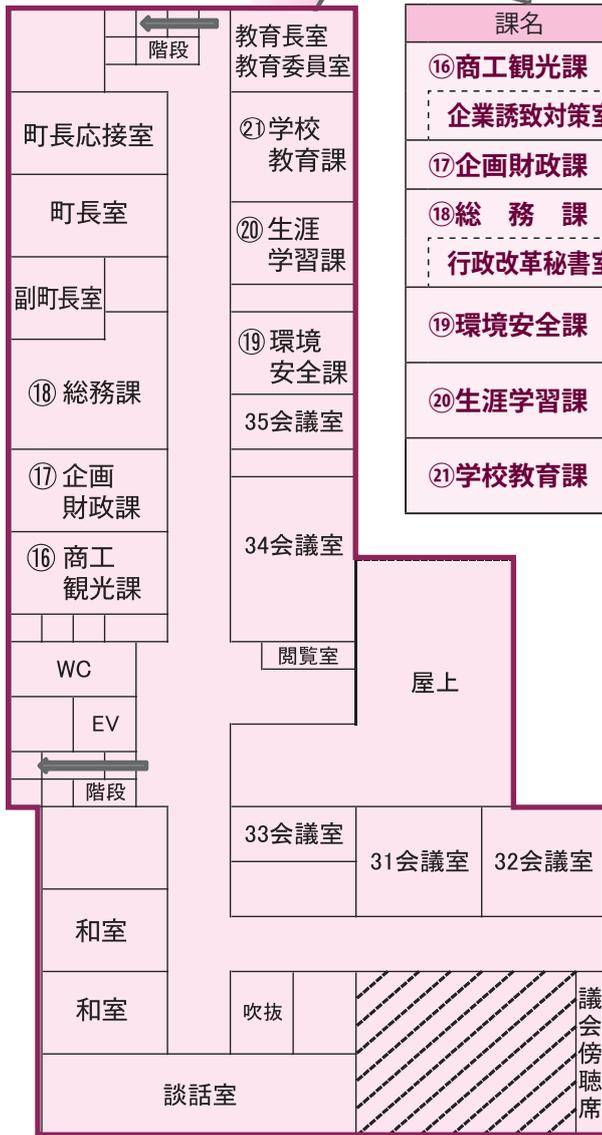


本庁 1階



課名	電話番号	主な業務内容
①会計課	32-9110	税金などの収納、支払い、決算の調整、ごみシール販売
②住民課	32-9121	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療
	(子育て支援) 32-9122	保育所、児童相談、乳幼児・児童医療費
③健康福祉課	32-9131	高齢者・障害福祉、介護保険、包括支援、保健事業、診療所
④税務課	32-9141	住民税、固定資産税、納税、所得調査・証明

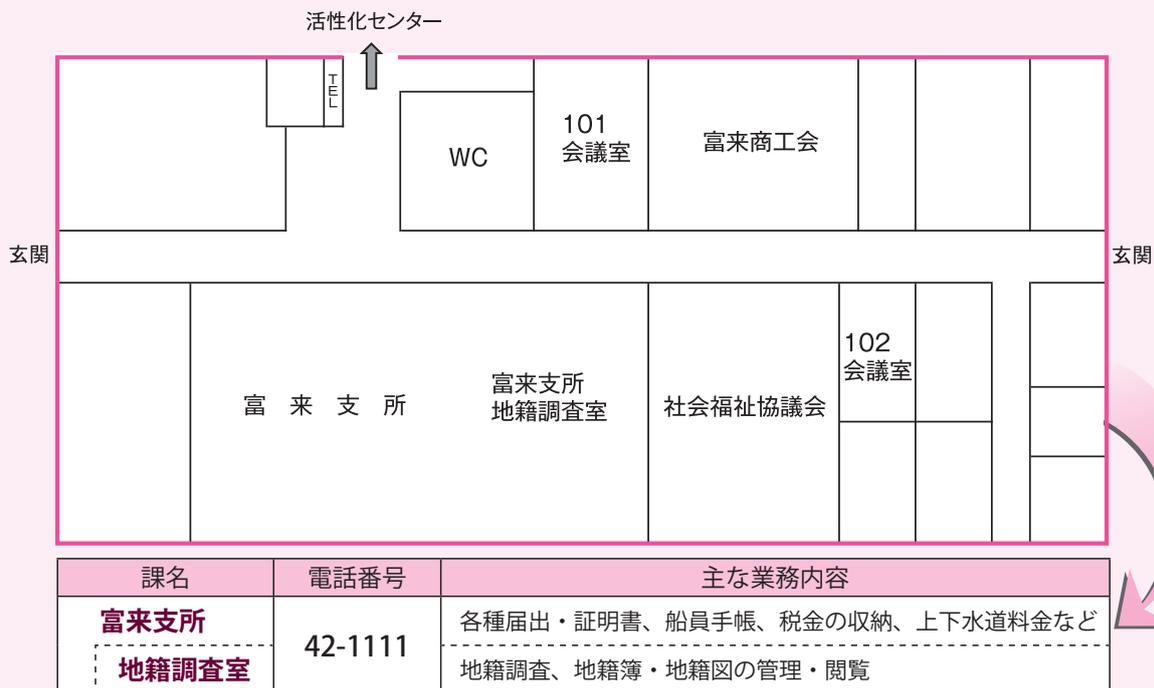
本庁3階



課名	電話番号	主な業務内容
①6 商工観光課 企業誘致対策室	32-9341	商工業振興、観光振興、消費者相談、郷土芸能、町祭 企業誘致・企業立地推進、工業再配置促進法関係
①7 企画財政課	32-9331	中長期計画、統計、生活バス、予算、入札、公有財産管理
①8 総務課 行政改革秘書室	32-9311	人事、条例など、情報公開、自治振興基金、庁舎・公用車管理 行政改革、秘書、表彰・叙勲、町政懇談会、姉妹都市交流
①9 環境安全課	32-9321	地域防災、原子力発電所の監視、消防団、交通安全、ごみ 収集（清掃）、公害
②0 生涯学習課	32-9350	青少年・女性・家庭教育、国際交流、男女共同参画、芸術・ 文化、成人式、文化祭、文化財保護、社会体育振興
②1 学校教育課	32-9360	教育委員会、入学・転学、奨学資金、学校施設管理、通学 バス

課名	電話番号	主な業務内容
⑧ 議会事務局	32-9270	議会、請願・陳情、議会広報、 傍聴、監査
⑨ まち整備課	32-9211	道路・河川・橋梁、公営住宅、 建築確認申請受付、都市計画 事業
⑩ 上下水道室	(上水道) 32-9241 (下水道) 32-9251	上下水道施設、給排水設備工 事、量水器管理、上下水道料 金
⑪ 情報推進課	32-9261	ホームページ、CATV、広報、 行政無線
⑫ 農林水産課	32-9221	農林水産業振興、農業委員会、 農林水産業施設整備・管理

富来支所

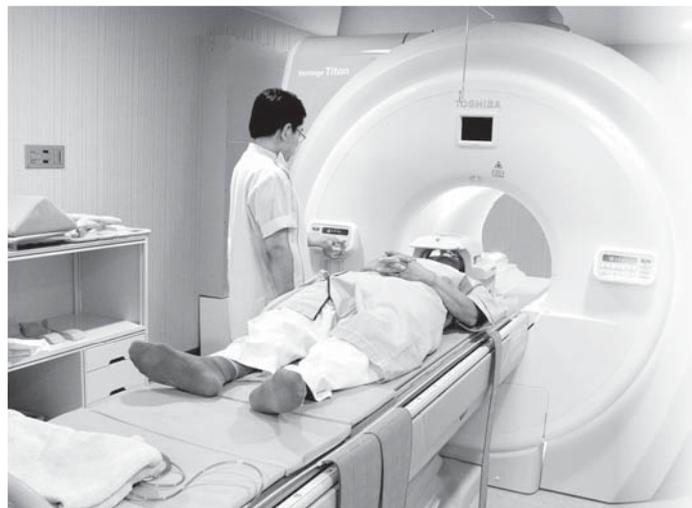


課名	電話番号	主な業務内容
富来支所 地籍調査室	42-1111	各種届出・証明書、船員手帳、税金の収納、上下水道料金など 地籍調査、地籍簿・地籍図の管理・閲覧

人間ドックを受けませんか

問住民課 国保年金担当

☎ 32-9121



志賀町国民健康保険では、加入者の疾病の早期発見と健康維持、増進を応援するため、人間ドック・脳ドックの費用の一部助成を行っています。

人間ドック・脳ドックを受診したことがない人は、この機会に受けてみてはいかがでしょうか？

▼ 申し込み資格

志賀町国民健康保険の加入者で次の条件に該当する人

- ・国民健康保険加入者で30歳以上の人
(脳ドックは65歳未満の人)
- ・過去3年間(平成22年〜平成24年)にこの制度の助成を受けていない人

・国民健康保険税を完納している世帯に属する人

・国民健康保険に加入してから1年以上経過している人

・平成25年度に実施する志賀町の「特定健康診査」(町の健康診断)を受けていない(受けない)人

▼ 申込方法

受診を希望する人は、住民課または富来支所総合窓口で助成の申請をしてください。健診日時や医療機関などの調整を行った後で、人間ドックの受診券を送付しますので、指定する受診日に受診券を持って受診してください。

▼ 申し込み時に持参するもの

印鑑と国民健康保険証

申込の受付開始は、4月17日(水)から

※希望する受診日は申込順となりますので、早めに申し込んでください。

▶ 主な検査項目と実施機関

健診の種類	検査内容	能登総合病院	羽咋病院	富来病院
人間ドックA (日帰りコース) 特定健診・脳ドック ※対象：65歳未満	・特定健診：診察、身体計測、血圧測定 心電図検査、尿検査、血液検査など ・胸部レントゲン ・脳ドック：頸部エコー、脳MRI など	自己負担額 8,000円 (助成額 39,250円)		
人間ドックB (1泊2日コース) 特定健診・がん検診 ※対象：30歳以上	・特定健診：診察、身体計測、血圧測定 心電図検査、尿検査、血液検査など ・胸部レントゲン ・腹部超音波 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・その他：糖負荷試験、頸部エコー 肝炎ウイルス検査など ・【男性】前立腺がん検診 ※町立富来病院での実施はなし ・【女性】子宮・乳・甲状腺がん検診 ※乳・甲状腺については 町立富来病院での実施はなし	自己負担額 10,000円 (助成額 55,100円)		自己負担額 9,000円 (助成額 49,500円)

※上記の検査項目に含まれない追加検査(オプション)については、個人負担となりますのでご了承ください。

こんなときは

14日以内に国民健康保険の届け出を

届け出は
住民課または
富来支所総合窓口で!!

こんなとき

必要なもの

国保に入るとき	他の市区町村から転入してきたとき	転出証明書、印鑑
	退職などで職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書（離職票など）、印鑑
	家族の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれた証明書、印鑑
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑
	任意継続から国保に切り替えるとき	喪失日の記載のある任意継続の保険証、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
	外国籍の人が加入するとき	在留カード
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の両方の保険証（職場の保険証が未交付の場合は、加入したことを証明するもの）、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
	外国籍の人が国保をやめるとき	保険証
その他	住所、世帯主、氏名が変わったとき	保険証、印鑑
	世帯を分けたり一緒にしたとき	保険証、印鑑
	就学のため、他市区町村に住所を移したとき	保険証、在学証明書、印鑑
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	身分証（免許証、パスポートなど）、印鑑
	退職者医療制度に該当したとき	保険証、年金証書、印鑑

●国保加入の手続きが遅れると…

加入資格が発生した時点までさかのぼって、国民健康保険税を納めなければいけません。その間の医療費は、全額自己負担になります。

●国保脱退の手続きが遅れると…

資格がなくなったあと、手元にある国民健康保険証を使い診療を受けてしまうと、国保で負担した医療費をあとで返してもらおうことになります。また、新たに加入した職場の健康保険料と国民健康保険税の両方を納めることになります。

平成 25 年
4 月から

難病などの人は 障害福祉サービス の対象となります

4月に施行される障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病など（130疾患）の人が加わります。

対象となる人は身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、必要と認められた障害者福祉サービスなどの受給が可能になります。

詳しい手続き方法、対象疾患などはお問い合わせください。
☎健康福祉課 高齢者障害担当 ☎ 32-9131

70～74歳の人

窓口負担1割が継続

制度改正により平成25年4月から、70歳以上75歳未満の人がお医者さんにかかったときの自己負担割合は、2割に引き上げられる予定でしたが、平成26年3月末まで1割に据え置かれます。

- ・新しい高齢受給者証は、3月中旬に郵送しています。
- ・現役並み所得者の自己負担割合は3割です。
- ・後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害があると認定された人は除きます。
- ・お医者さんにかかるときは「高齢受給者証」と「保険証」を持参してください。



高浜町
和泉 来武くん



高浜町
松田 優人くん



高浜町
本谷 望歩ちゃん



高浜町
寺岡 零唯ちゃん



高浜町
田村 凛音ちゃん



徳田
燈明 暉武くん



西山台
松永 騎空くん



末吉
松浦 杏ちゃん



堀松
小堀 愛未ちゃん



赤住
高橋 樹生くん



印内
辻口 瑠璃華ちゃん



印内
辻口 大志くん



館開
野澤 美味ちゃん

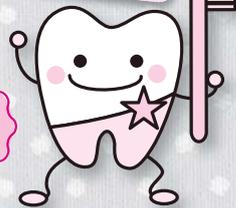


館開
田中 伶菜ちゃん



徳田
山岸 祐太くん

ボクたち ワタシたち
むし歯がないんだよ。



平成25年2月14日・21日の健診分



二所宮
政氏 壱心くん



上棚
酒井 真宙ちゃん



矢駄
泉 圭翼くん



仙木
山澤 有結ちゃん



印内
福田 彩葉ちゃん



赤崎
三浦 紘平くん



給分
山 海音ちゃん



里本江
干場 璃杏ちゃん



里本江
篠田 真琴ちゃん



大島
堂口 駿平くん

ナンバーの登録は 済んでいますか？



トラクター・コンバイン・田植機・フォークリフトなどは

公道を走らない場合でも

**ナンバープレートが
必要**です。

軽自動車税の
課税対象

トラクター



フォークリフト



◆対象となる車両

	農耕作業用 (トラクター、コンバイン、田植機など)	農耕作業用以外 (フォークリフト、ショベルローダなど)	
速度	乗用装置があり 最高速度 35km/h 未満のもの	最高速度 15km/h 以下のもの	
大きさ	長さ、幅、高さの規定なし	長さ	4.7 m以下
		幅	1.7 m以下
		高さ	2.8 m以下
税額	1,600 円	4,700 円	

田植機



コンバイン



◆ナンバープレートは税務課窓口・富来支所総合窓口
で発行しています。発行手続きには所有者の印鑑、
車体番号または型式の分かるものがが必要です。

☎税務課 軽自動車税担当 ☎ 32-9142